

創業時の経営者保証を不要とする融資制度が 令和5年3月15日から始まります【中小企業制度融資】

令和5年2月20日にお知らせしたとおり、都は、国がこのたび創設した**創業時の資金借入時の個人保証を不要とする保証制度**を受けて、「東京都中小企業制度融資」において新たなメニューを創設し、創業時の経営者のリスク軽減を図ることとしています。

このたび、この制度の開始日が決まりましたのでお知らせします。

NEW 創業融資「創業経営者保証不要型」

令和5年3月15日受付開始

ポイント① 経営者保証が不要に

- 一定の要件を満たした場合、**借入にかかる経営者保証が不要**となります

ポイント② 融資期間・据置期間の一部拡充

- 一定の要件を満たした場合、**元本返済を3年まで据え置くことができます**
- **運転資金の融資期間を7年から10年に拡充**します

※今後、東京信用保証協会のほか、金融機関の各窓口においても事前相談を受け付けます。

メニュー名称	主な内容
創業融資 「創業」	<p>【現行メニュー「創業」：今後も継続します】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象：・事業を営んでいない個人（1か月以内に個人で又は2か月以内に会社を設立して創業する計画を有すること） ・創業又は都内での分社化から5年未満の中小企業者 など ● 融資限度額：3,500万円 ● 融資利率：1.5%以内～2.5%以内 ● 信用保証料：全事業者1/2補助 ● 融資期間：運転7年・設備10年（いずれも据置1年以内）
	<p>NEW 【創業経営者保証不要型】</p> <p>国の全国統一保証制度「スタートアップ創出促進保証」 【令和5年3月15日開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対象：今後2か月以内に創業予定または創業から5年未満の会社 ※創業予定者または税務申告1期末終了者は自己資金要件あり（創業資金総額の1/10以上） ● 融資限度額：創業関連保証（上記メニューなど）の範囲内（3,500万円） ● 融資期間：運転・設備ともに10年以内（据置1年以内又は3年以内） ● 保証人：経営者保証不要 ● 信用保証料：上記「創業」の保証料（協会所定）に0.2%上乘せ ● 信用保証料補助：上乘せ後の保証料から都が1/2を補助（全事業者） <p>※創業3・5年目決算時にガバナンスのチェックを受けることとなります。 （内容は国の保証制度に準拠します。中小企業庁ホームページをご確認ください。 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230220startup.html）</p>

※現行メニューにおいて右の要件を満たした場合経営者保証が不要となります

ガバナンスチェックについては中企庁ホームページ参照



▶ 融資メニューの詳細は産業労働局ホームページ（QRコード参照）でもご確認いただけます。
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/youushi/youushi/new/>

【問い合わせ】産業労働局金融部金融課 電話 03-5320-4877

